

毎週火曜日發行、但供日に當るときは翌日、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可。

鳥取県公報

◇規則 食品衛生法施行細則の一部改正

◆告示 種畜の廢用

規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公希する。

昭和二十八年八月十八日

鳥取県副知事
鎗

烏取縣志第五十五卷

證明書番号

八三八號

第六八号
七八号

| | | | | |
|----|----|----|------|----|
| 丸喜 | 藤秀 | 新東 | 蘭竜 | 名前 |
| " | " | " | 黒毛和種 | 種類 |

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
食品衛生法施行細則（昭和二十四年二月鳥取県規則第九
号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の但書を加える。
但し、飲食店営業については、業態が特殊なもので知
事が公衆衛生上支障がないと認めたときは、この限り
でない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百六十一号

次の種畜は廢用された。

昭和二十八年八月十八日

鳥取県知事職務代理者

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
食品衛生法施行細則（昭和二十四年一月鳥取県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の但書を加える。

但し、飲食店営業について

事が公衆衛生上支障がないと認めたときは、この限り
でない。

鳥取県告示第三百六十一号
次の種畜は廢用された。

昭和二十八年八月十八日

馬耳山賦

飼養者

鳥取市吉方

八頭郡池田村

ノ
智頭町